



統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。



2019年労使関係総合調査 労使コミュニケーション調査（事業所票）

この調査票に記入された事項については、他に漏らしたり統計以外の目的に用いることはありませんので、ありのままを記入してください。

所在地			事業所名		記入担当者	所属課名	
						電話	
						氏名	
						事業内容又は主な生産品	
都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号	労働者票		国税庁から指定された13桁の法人番号を記入してください。商業登記法に基づく「会社法人等番号(12桁)」を記入しないようご注意ください。		
1	2				3		

※ 貴事業所の所在地・名称に変更や誤りがある場合には、お手数ですが赤色ボールペン等で訂正してください。

【記入上の注意】

- 調査票の記入に当たっては、前頁裏面の**記入要領を参照**してください。1頁の記入要領は、1頁裏面にあります。なお、解説を載せた設問や用語については、表面と裏面の記入要領双方に1)、2)などの番号を振り、対応させています。
- この調査は、**事業所を対象**としています。**問1(1)以外の設問は、原則として貴事業所について記入してください。**同一場所にある工場や店舗などを対象とし、他の場所にある支店や工場は含めません。
- 特に断りのない限り、**2019年6月30日現在の状況**について記入してください。
- 回答方法
 - 黒又は青のボールペンで記入してください。※消せるボールペンは使用しないでください。
 - 特に断りのない限り該当する番号1つを選んで○で囲んでください。
 - 回答欄が

1	2	3
---	---	---

 のように網掛けになっている場合は、複数回答となっています。
- 回答欄の選択肢に適切なものがない場合には、実態に最も近いものを選んで回答してください。
- 提出期限は**2019年7月20日**です。
記入が終わりました調査票は、2019年7月20日までに都道府県労政主管課又は所轄の労政主管事務所の職員が回収に伺います。郵送で提出する場合には2019年7月20日までに都道府県労政主管課又は所轄の労政主管事務所へ返送してください。

<事業所の属性に関する事項>

問1 貴事業所の状況についてお答えください。

(1) 貴事業所が属する**企業全体**(本社・支社・営業所・工場等を含む)の常用労働者 1) 数は何人ですか。

5,000人以上	1,000人～4,999人	300人～999人	100人～299人	50人～99人	30人～49人
1	2	3	4	5	6

(2) **貴事業所**の常用労働者数は何人ですか。右詰めで1マスに1字記入してください。

千	人

(3) 貴事業所には**正社員以外の労働者 2) 3)** がありますか。

いる	いない
1	2

(4) 貴事業所又は貴企業に労働組合がありますか。

ある	ない
1	2

1 頁記入要領

問 1

(1)

1) 「常用労働者」

下記の①②のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 期間を定めずに雇用されている者
- ② 1か月以上の期間を定めて雇用されている者

派遣労働者（派遣元事業所から派遣されてきている労働者）は除きます。

(3)

2) 「正社員」

貴事業所で正社員とする者をいいます。勤務延長者（定年年齢に到達後も退職することなく引き続き雇用されている者）、他社からの出向社員を含みます。

3) 「正社員以外の労働者」

上記 2) 「正社員」以外の常用労働者及び派遣元事業所から派遣されてきている派遣労働者をいいます。

2 頁記入要領

問 2

4) 「経営に関する事項」

経営状況や経営計画・方針、組織変更、新商品・サービス開発等をいいます。

問 3

5) 「労働条件の個別的決定」

従業員個人が使用者側と、目標管理等について話し合っ、賃金などの労働条件を決めていくやり方をいいます。

問 4

6) 「労使協議機関」

事業所又は企業における生産、経営などに関する諸問題につき労働者ないし労働組合の意思を反映させるため、それらに対して使用者と労働者の代表とが協議する常設的機関をいいます。通常、労使協議会、経営協議会等の名称で呼ばれているものがこれにあたります。

問 5

(1)

7) 「労働協約」

この調査では、名称の如何を問わず労働組合と使用者又はその団体との間に結ばれる労働条件その他に関する取り決めをいい、書面により両当事者が署名又は記名押印して作成したものをいいます。

(2)

8) 「専門委員会」

労使協議機関の下部組織としての機関で、特定の事項を専門的に協議する専門委員会をいい、例えば、安全委員会、衛生委員会、（安全衛生委員会）、男女の取扱い委員会等があります。なお、規則等で定められた専門委員会のみで、上部に労使協議委員会を置いていない場合は除きます。

<労使コミュニケーション全般に関する事項>

問2 貴事業所はどのような面での労使コミュニケーション(労使間の意思疎通)を重視しますか。当てはまるものすべてに○を付けてください。

経営に関する事項 4)	日常業務改善	作業環境改善	職場の人間関係	人事(人員配置・出向、昇進・昇格等)	賃金、労働時間等労働条件	教育訓練	福利厚生、文化・体育・レジャー活動	その他
1	2	3	4	5	6	7	8	9

8

問3 貴事業所において、過去5年間(2014年7月1日～2019年6月30日)で、労働条件の個別的決定 5)の対象となる従業員の割合が増加しましたか。(5年前と比較が困難な場合は、比較可能な範囲でお答えください。)

増加した	ほぼ変わらない	減少した	どちらともいえない
1	2	3	4

9

<労使協議機関に関する事項>

問4 貴事業所又は貴企業に労使協議機関 6)がありますか。いずれか一方にある場合も「1」に○を付けてください。

ある	ない
1	2

10

→ 4頁の間6へ進んでください。

問5(1)～(7)について

- ① 貴事業所が**本社**の場合 …………… **企業単位**の労使協議機関についてお答えください。
- ② 貴事業所が**本社以外の事業所**の場合
事業所単位の労使協議機関がない場合 … **企業単位**の労使協議機関についてお答えください。
事業所単位の労使協議機関がある場合 … **事業所単位**の労使協議機関についてお答えください。

問5(1) 労使協議機関の設置の根拠は何ですか。

労働協約 7)	就業規則	その他文書	慣行
1	2	3	4

11

(2) 労使協議機関の下部組織として専門委員会 8)はありますか。

ある	ない
1	2

12

(3) 労使協議機関(専門委員会を除く)の開催形態は次のどれですか。

定期開催	必要のつど開催	定期及び必要のつど開催
1	2	3

13

3 頁記入要領

問 5

(4)

9) 「正社員以外の労働者」

1 頁裏面の3)を参照してください。

(5)

10) 「パートタイム労働者」

正社員以外の労働者で、雇用期間の定めの有無にかかわらず、以下のいずれかに該当する者をいいます。
ただし、派遣労働者及び嘱託労働者は除きます。

- ① 事業所において、1日の所定労働時間が一般労働者より短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般労働者と同じであっても、1週間の所定労働日数が一般労働者よりも少ない者
- ③ 事業所において、パートタイマー、パート等と呼ばれている者

(6)

11) 「労使協議機関に付議する事項」

労使協議機関で話し合う事項をいいます。1つの事項の中で、一部の内容のみ付議する場合も含まれます。

12) 「専門委員会」

1 頁裏面の8)を参照してください。

13) 「生産性向上に関する事項」

会社組織機構の新設改廃、業務改善、新技術応用機器の導入等による生産事務の合理化など生産性向上を目的とした事項をいいます。

14) 「経営に関する事項」

1 頁裏面の4)を参照してください。

15) 「賃金・退職給付に関する事項」

賃金・一時金、時間外労働の賃金割増率、退職給付（一時金・年金）を含みます。

16) 「労働時間・休日・休暇に関する事項」

労働時間・休日・休暇、育児休業制度・介護休業制度・看護休暇制度を含みます。

17) 「人事に関する事項」

採用・配置基準、昇進・昇格基準、配置転換、出向、一時帰休・人員整理・解雇を含みます。

18) 「男女均等・仕事と家庭の両立支援に関する事項」

賃金、配置、昇進、教育訓練、定年・退職等に関する男女労働者の均等な取扱い・待遇差の解消、仕事と家庭の両立支援に関する事項をいいます。

19) 「正社員以外の労働者に関する事項」

雇用・配置等に関する事項や労働条件に関する事項、正社員への登用に関する事項、有期契約労働者の契約の締結・更新・雇止めに関する事項等をいい、同一労働同一賃金に関する事項は除きます。

20) 「同一労働同一賃金に関する事項」

正社員と正社員以外の労働者との間の賃金、福利厚生、教育訓練などの面における不合理な待遇差の解消に関する事項をいいます。

(4) 従業員代表に**正社員以外の労働者**が入っていますか。正社員以外の労働者がいない場合は「2」に○を付けてください。

入っている	入っていない
1	2

14

(5) 下表の**正社員以外の労働者**は従業員代表に入っていますか。当てはまるものすべてに○を付けてください。

パートタイム労働者 10)	パートタイム労働者 以外の労働者
1	2

15

(6) 次の事項は労使協議機関に付議する事項11)ですか。また、該当事項について専門委員会12)で取り扱っていますか。事項ごとに当てはまるものすべてに○を付けてください。

事 項	付議事項 である	付議事項 でない	
		専門委員会 で 取り扱う	
生産性向上に関する事項 13)	1	2	3
経営に関する事項 14)	1	2	3
賃金・退職給付に関する事項 15)	1	2	3
労働時間・休日・休暇に関する事項 16)	1	2	3
人事に関する事項 17) (勤務態様の変更を含む)	1	2	3
教育訓練計画に関する事項	1	2	3
定年制・勤務延長・再雇用に関する事項	1	2	3
安全衛生に関する事項	1	2	3
男女均等・仕事と家庭の両立支援に関する事項 18)	1	2	3
福利厚生・文化・体育・レジャー活動に関する事項	1	2	3
正社員以外の労働者に関する事項 19)	1	2	3
同一労働同一賃金に関する事項 20)	1	2	3
上記以外の事項	1	2	3

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

(7) 2018年(又は2018会計年度)1年間における労使協議機関の成果についてお答えください。

ア 成果はありましたか。

成果があった	成果がなかった	どちらともいえない
1	2	3

29

イ どのような点で成果がありましたか。当てはまるものすべてに○を付けてください。

労働組合との 意思の疎通が 良くなった	企業活動の 運営が円滑に なった	労働環境の整 備に役立った	従業員が 会社の運営に 関心をもつよ うになった	従業員の仕事 に対する満足 度が高まった	個別労働紛争 が回避された	その他
1	2	3	4	5	6	7

30

4 頁記入要領

問 6

21) 「職場懇談会」

管理者と従業員が職場（課・グループなど）を単位として一定の業務運営、職場環境等について話し合うための会合をいいます。ただし、労働組合が行う団体交渉は該当しません。

問 7

(1)

22) 「正社員以外の労働者に関すること」

2 頁裏面の19)を参照してください。

23) 「同一労働同一賃金に関すること」

2 頁裏面の20)を参照してください。

(3)

24) 「正社員以外の労働者」

1 頁裏面の3)を参照してください。

(4)

25) 「パートタイム労働者」

2 頁裏面の10)を参照してください。

26) 「有期契約労働者」

正社員以外の労働者で、例えば3か月や1年など期間を定めた契約で雇用される者をいいます。ただし、パートタイム労働者、派遣労働者、日々雇われている者、当該事業所を出向先とする出向社員及び嘱託労働者を除きます。

27) 「嘱託労働者」

定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用される者をいいます。

28) 「派遣労働者」

労働者派遣法（注）に基づき労働者派遣業を行っている派遣元事業所から派遣されてきている労働者をいいます。なお、貴事業所の事業内容が派遣業の場合は、他社から受け入れている派遣労働者の状況について回答してください。

（注）正式名称は「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」

<職場懇談会に関する事項>

問6 貴事業所に職場懇談会 21) がありますか。ある場合は2018年(又は2018会計年度)1年間における開催の有無についてもお答えください。

ある		ない
開催された	開催されなかった	
1	2	3

31

→ 5頁の間8へ進んでください。

問7 (1) 職場懇談会ではどのような事項について話し合いましたか。当てはまるものすべてに○を付けてください。

経営方針、生産、販売等の計画に関すること	日常業務の改善・運営に関すること	安全衛生に関すること	福利厚生に関すること	教育訓練に関すること	正社員以外の労働者に関すること 22)	同一労働同一賃金に関すること 23)	賃金、労働時間等労働条件に関すること	その他
1	2	3	4	5	6	7	8	9

32

(2) ア 職場懇談会を開催したことによる成果はありましたか。

成果があった	成果がなかった	どちらともいえない
1	2	3

33

イ どのような点で成果がありましたか。当てはまるものすべてに○を付けてください。

業務運営が円滑になった	職場の人間関係が円滑になった	職場環境が改善された	生産性が向上した	従業員の定着が良くなった	その他
1	2	3	4	5	6

34

(3) 職場懇談会に**正社員以外の労働者**24)は参加しましたか。一部の労働者でも参加した場合は「1」に○を付けてください。正社員以外の労働者がいない場合は「2」に○を付けてください。

参加した	参加していなかった
1	2

35

→ 5頁の間8へ進んでください。

(4) 下表の**正社員以外の労働者**は職場懇談会に参加しましたか。当てはまるものすべてに○を付けてください。それぞれの就業形態の労働者のうち一部の者が参加した場合も○を付けてください。

パートタイム労働者 25)	有期契約労働者 26)	嘱託労働者 27)	派遣労働者 28)
1	2	3	4

36

5 頁記入要領

問 8

29) 「苦情処理委員会」

賃金、配置転換、日常の作業条件等について、従業員個人の苦情を解決するための労使代表で構成される常設機関をいいます。

問 9

(1)

30) 「正社員以外の労働者」

1 頁裏面の3)を参照してください。

(2)

31) 「パートタイム労働者」

2 頁裏面の10)を参照してください。

32) 「有期契約労働者」

3 頁裏面の26)を参照してください。

33) 「嘱託労働者」

3 頁裏面の27)を参照してください。

34) 「派遣労働者」

3 頁裏面の28)を参照してください。

問10

35) 「正社員」

1 頁裏面の2)を参照してください。

(2)

36) 「話を聞いて納得したもの」

苦情処理委員会に苦情を申し立てた場合は、実際の救済等の手続きを待たずに、苦情聴取の段階において説明だけで納得して解決したものをいいます。

(3)

37) 「パワハラ」

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

< 苦情処理に関する事項 >

問8 貴事業所には苦情処理のための機関がありますか。ある場合はその種類について、当てはまるものすべてに○を付けてください。

ある			ない
相談窓口 (電子メールでの受付を含む)	苦情処理委員会 29)	その他	
1	2	3	4

→ 6頁の間11へ進んでください。

○を付けた種類ごとに問9、問10をお答えください。

問9 (1) **正社員以外の労働者30)**に利用資格はありますか。一部の労働者にある場合にも「1」に○を付けてください。正社員以外の労働者がいない場合は「2」に○を付けてください。

相談窓口(電子メールでの受付を含む)	
利用資格がある	利用資格がない
1	2

苦情処理委員会	
利用資格がある	利用資格がない
1	2

(2) 下表の**正社員以外の労働者**には利用資格がありますか。当てはまるものすべてに○を付けてください。それぞれの就業形態の労働者のうち、一部の者に利用資格がある場合も○を付けてください。

相談窓口(電子メールでの受付を含む)			
パートタイム労働者 31)	有期契約労働者 32)	嘱託労働者 33)	派遣労働者 34)
1	2	3	4

苦情処理委員会			
パートタイム労働者	有期契約労働者	嘱託労働者	派遣労働者
1	2	3	4

問10は、**正社員35)**を含むすべての従業員についてお答えください。

問10 (1) 2018年(又は2018会計年度)1年間に利用がありましたか。

相談窓口(電子メールでの受付を含む)	
利用があった	利用がなかった
1	2

苦情処理委員会	
利用があった	利用がなかった
1	2

(2) 苦情の解決状況はどうか。

相談窓口(電子メールでの受付を含む)			
実際に救済・解決に至ったものが多い	話を聞いて納得したものが多い 36)	解決されない苦情が多い	その他
1	2	3	4

苦情処理委員会			
実際に救済・解決に至ったものが多い	話を聞いて納得したものが多い	解決されない苦情が多い	その他
1	2	3	4

(3) どのような内容でしたか。当てはまるものすべてに○を付けてください。

内 容	相談窓口(電子メールでの受付を含む)	苦情処理委員会
日常業務の運営に関すること	01	01
人事(人員配置・出向、昇進・昇格等)に関すること	02	02
勤務延長・再雇用に関すること	03	03
教育訓練等に関すること	04	04
賃金、労働時間等労働条件に関すること	05	05
安全衛生に関すること	06	06
福利厚生に関すること	07	07
人間関係に関すること(パワハラ 37)を含む)	08	08
男女差別、セクハラに関すること	09	09
正社員以外の労働者の正社員への登用制度に関すること	10	10
正社員以外の労働者の雇用契約の締結・更新・雇止めに関すること	11	11
その他	12	12

問11

(1)

38) 「外部の機関（公共の機関を含む）等」

都道府県労働局（都道府県労働局の総合労働相談コーナー、雇用環境・均等部（室）、労働基準監督署、公共職業安定所を含む）、都道府県の機関（都道府県の労働相談センター、労政主管事務所、都道府県労働委員会を含む）、裁判所（労働審判制度を利用した場合を含む）、社外の機関や専門家（カウンセラー、弁護士を含む）等をいいます。

(2)

39) 「都道府県労働局」

都道府県労働局の総合労働相談コーナー、雇用環境・均等部（室）、労働基準監督署、公共職業安定所を含みます。

40) 「都道府県の機関」

都道府県の労働相談センター、労政主管事務所、都道府県労働委員会を含みます。

41) 「裁判所」

労働審判制度を利用した場合を含みます。

SAMPLE

<外部の機関等の利用に関する事項>

問11 (1) 2018年(又は2018会計年度)1年間に、従業員との紛争を解決するために外部の機関(公共の機関を含む。以下同じ。)等 38) を利用したことがありますか。

ある	ない
1	2

48

(2) どのような機関を利用しましたか。当てはまるものすべてに○を付けてください。

都道府県労働局 39)	都道府県の機関 40)	裁判所 41)	社外の機関や専門 家(カウンセラー、 弁護士等)	その他
1	2	3	4	5

49

問12 (1) 今後、従業員との紛争解決のため、外部の機関等を利用したいと考えますか。

利用したい	利用したいと 思わない	わからない
1	2	3

50

(2) 利用したいと思わない理由は何ですか。当てはまるものすべてに○を付けてください。

自社の実態に 即した解決が できない	職場の 労使関係が 不安定になる	解決までに 時間がかかる	解決に費用が かかる	判断が正確と は思えない	その他	特に 理由はない
1	2	3	4	5	6	7

51

<労使関係についての認識>

問13 労使関係の維持について、どのように認識していますか。労働組合がない場合は、従業員一般との関係についてお答えください。

安定的に 維持されている	おおむね安定的に 維持されている	どちらともいえない	やや不安定である	不安定である
1	2	3	4	5

52

以上で質問は全て終わりです。
調査にご協力いただきありがとうございました。